

三朝町再犯防止推進計画

令和6年3月

三 朝 町

《 目 次 》

第1章 計画策定の趣旨等	P. 3
第2章 再犯防止を取り巻く状況	P. 4
第3章 計画の基本方針・重点事項	P. 6
第4章 取組事項	P. 7
第5章 推進体制	P. 9
用語解説	P. 10
参考資料	P. 12

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「法」という。）が制定され、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が、国だけでなく地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方再犯防止推進計画を策定することが努力義務とされました。

犯罪をした者の中には、安定した仕事や住居が確保できないまま矯正施設を出所する者、薬物等への依存のある者、高齢者や障がい者等、様々な課題を抱える場合が多くあり、自立した生活を送ることが困難な人がいます。自分の力だけでは社会復帰することが難しい人たちが再び犯罪をすることがないように、福祉・医療的支援や就労支援等、関係機関が連携して息の長い支援をすることが求められています。

このような状況を踏まえ、犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく、地域社会の一員として円滑に社会復帰することを促進するとともに、町民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指して、本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

3 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。社会情勢の変化や、国・県の計画の見直し等を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

第2章 再犯防止を取り巻く状況

全国の犯罪者数は平成18年以降減少が続いていますが、初犯者数が再犯者数を上回るペースで減少し続けており、再犯者率（犯罪者数に占める再犯者数の比率）は上昇し、近年は横ばいで推移しています。

一方、鳥取県及び三朝町を含む倉吉警察署管区の犯罪者数はともに年によって増減がありますが、再犯者率は鳥取県では概ね横ばい、倉吉警察署管区では減少傾向で推移しています。

また、全国の保護観察終了時に無職である者の割合は23.5%、出所時に帰住先がない者の割合は16.0%となっており、安定した生活に必要な就労と住居の確保が課題となっています。

1 刑法犯検挙人員中の再犯者数及び再犯者率

（法務省矯正局提供データを基に作成）

【全国】

年度	刑法犯総数 (少年を除く)		
	再犯者数	再犯者率	
H29	187,702人	95,028人	50.6%
H30	182,124人	92,023人	50.5%
H31(R1)	172,197人	86,952人	50.5%
R2	164,678人	83,384人	50.6%
R3	159,692人	79,809人	50.0%

【鳥取県】

年度	刑法犯総数 (少年を除く)		
	再犯者数	再犯者率	
H29	806人	470人	58.3%
H30	781人	444人	56.9%
H31(R1)	778人	404人	51.9%
R2	808人	418人	51.7%
R3	893人	480人	53.8%

【倉吉警察署管区】 *倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町の1市3町

年度	刑法犯総数 (少年を除く)		
	再犯者数	再犯者率	
H29	98 人	66 人	67.3%
H30	97 人	52 人	53.6%
H31(R1)	86 人	48 人	55.8%
R2	106 人	49 人	46.2%
R3	111 人	53 人	47.7%

2 再犯者、出所者等に係る全国の状況

(令和4年版再犯防止推進白書(法務省作成)より)

【出所受刑者の2年以内再入者数、2年以内再入率】(令和2年)

出所受刑者数	2年以内再入者数	2年以内再入率
18,923 人	2,863 人	15.1%

【主な罪名別2年以内再入率】(令和2年)

覚醒剤取締法違反	性犯罪	傷害・暴行	窃盗
15.5%	5.0%	12.3%	20.0%

【特性別2年以内再入率】(令和2年)

65歳以上高齢者	女性	少年
20.7%	11.0%	9.0%

【保護観察終了時に無職である者の数及びその割合】(令和3年)

保護観察終了者	無職である者	無職である者の割合
24,075 人	5,653 人	23.5%

【出所時に帰住先がない者の数及びその割合】(令和3年)

刑務所出所者	帰住先がない者	帰住先がない者の割合
17,809 人	2,844 人	16.0%

【特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数】(令和3年)

特別調整	内訳(複数該当あり)			
	高齢	身体障害	知的障害	精神障害
826 人	401 人	90 人	235 人	373 人

第3章 計画の基本方針・重点事項

1 基本方針

法第3条に規定された「基本理念」及び国の「再犯防止推進計画」の基本方針並びに「鳥取県再犯防止推進計画」の内容を踏まえ、本町の実情に応じた計画を策定し、国や県、関係団体と連携しながら再犯防止施策を推進します。

2 重点事項

犯罪をした者等が地域で孤立することなく、再び社会の一員として活動していくため、次の6つを重点事項として取り組みます。

【重点事項1】 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組

【重点事項2】 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

【重点事項3】 学校と連携した修学支援の実施等のための取組

【重点事項4】 民間協力者の活動の促進等のための取組

【重点事項5】 地域による包摂を推進するための取組

【重点事項6】 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組

第4章 取組事項

【重点事項1】就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組

刑務所に再び入所した者のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっています。また、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクに結びつきやすいことが明らかになっていることから、就労先及び住居の確保のための支援が必要となります。

- (1) 福祉事務所や社会福祉協議会と連携し、生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援事業等の活用につなげることで生活の安定を図ります。
- (2) 公共職業安定所による出張相談を町内で実施し、就労に関する支援を行います。
- (3) 「社会を明るくする運動」強調月間に併せて事業所訪問を実施し、協力雇用主制度の普及に努めます。
- (4) 更生保護施設の円滑な運営及び施設維持のため、更生保護法人の活動に対して必要な支援を行います。

【重点事項2】保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障がいのある受刑者については、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。福祉的ニーズを抱える者へ支援が行き届くようにするためには、保護観察所や地域の保健医療・福祉関係者の連携強化を図ることが必要となります。

- (1) 高齢者、障がい者、子育て世帯、引きこもり等様々な相談に応じ、必要な情報提供を行うとともに、関係機関へつなげていく相談支援を行います。
- (2) 自立した生活を営む上での困難を有する人等に対し、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう鳥取県地域生活定着支援センター、保護観察所等の関係機関との連携強化を図ります。

【重点事項3】学校と連携した修学支援の実施等のための取組

社会において就職して自立した生活を送る上では、高等学校卒業程度の学力が求められることが多い実情があり、政府による高等学校の中退防止や中退者等に対する学習支援が実施されています。また、非行が就学からの離脱を助長する場合があることを踏まえ、本町では非行防止に向けた取組を推進していくことが重要と考えます。

- (1) 学校教育では道徳科でも法を守ることの大切さを教えており、犯罪を起こさない規範意識の醸成をはじめ、道徳的行為をしようとする内面の力を育てる教育を推進するため、学校との連携を図ります。
- (2) 「社会を明るくする運動」強調月間に併せて保護司、民生児童委員、町内駐在所警察官による小中学校訪問を行い、情報共有と連携強化による非行の未然防止に取り組めます。

【重点事項4】民間協力者の活動の促進等のための取組

犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられています。保護司は、保護観察官と協働して犯罪をした者等が地域で安定した生活を送れるよう支援する存在です。また、更生保護女性会は、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための地域に根ざした幅広い活動を行っています。保護司や更生保護女性会をはじめとした民間協力者が果たす役割の重要性を鑑み、民間協力者の活動促進を行っていく必要があります。

- (1) 更生保護に携わる保護司会や更生保護女性会等の活動を支援するとともに、更生保護活動の広報及び周知に努めます。
- (2) 保護司や民間ボランティア団体等で社会福祉活動に功績のあった者・団体に三朝町表彰条例に基づく表彰を行います。

【重点事項5】地域による包摂を推進するための取組

犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立して安定した生活を送るためには、関係機関等の連携による息の長い支援が必要であり、犯罪をした者等が地域社会の一員として立ち戻るために必要となる社会的なコミュニケーションの場などの環境整備が重要となります。本町では、地域住民への適切なサービスの提供と、立ち直りを決意した人を受け入れていく地域社会づくりに取り組んでいきます。

- (1) 国や県、関係機関が主催する再犯防止推進研修会や連携会議に積極的に参加し、協働して再犯の防止等に関する施策を進めるための情報共有に努めます。
- (2) 民生委員・児童委員をはじめとした、地域における見守り支援の関係者に対し、更生保護に関する基本知識習得のための研修を行うなど、支援対象者や地域住民から相談を受けた際に、関係者間の適切な連携が図られるよう取り組みます。

【重点事項6】再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組

重点事項1～5に掲げた再犯の防止等に関する施策を効果的に実施していくためには基盤となる人的・物的体制の整備や効果的な広報・啓発活動の実施等に取り組む必要があります。

- (1) 関係機関と連携して「社会を明るくする運動」に取り組み、毎年7月の強調月間には運動を周知する啓発活動を強力に推進するなど、犯罪や非行の防止と更生保護に対する地域の理解促進に取り組みます。
- (2) 町のホームページや広報誌において、更生保護に関する活動を紹介することで、町民の理解促進を図ります。
- (3) 地域社会全体として犯罪をした者等を受け入れる機運を醸成し、本人及びその家族の人権を擁護するため、人権に関する講演会・研修会等の開催に努めます。

第5章 推進体制

国や県、関係団体と連携・情報共有を図りながら計画を推進していくために、必要な場合には関係団体等で構成する協議会を設置し、計画の進捗管理を行います。

《用語解説》

か 行	矯正施設	犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。
	協力雇用主	犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を積極的に雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主。
	更生保護施設	刑務所等から釈放された人や保護観察中の人などで、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設。
	更生保護女性会	地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。
	更生保護法人	更生保護事業法に基づき設立された法人で、法務大臣の認可・監督のもとに更生保護事業を営む民間団体。
さ 行	社会を明るくする運動	全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。
	生活困窮者自立支援制度	生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、生活保護に至る前の段階での自立に向けた包括的な支援を行う制度。
た 行	地域生活定着支援センター	福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、県の設置する地域生活定着支援センターが、保護観察所、矯正施設、留置施設、検察庁及び弁護士会といった刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から

		釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援する機関。
	特別調整	適当な帰住先がない高齢者又は障がい者等が出所後、福祉サービスを円滑に利用できるよう在所中から必要な調整を行うこと。
は 行	保護観察所	犯罪をした人又は非行のある少年に対し、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うことを目的とする法務省管轄の機関。
	保護司	保護観察処分中の犯罪や非行をした人と定期的に面接を行い、更生を図るための約束事を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の手助け等を行う。その他、生活環境の調査や犯罪予防活動なども行うボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。
ま 行	民生委員・児童委員	民生委員はそれぞれが担当する区域において、住民の生活上の相談に応じ、適切な支援への「つなぎ役」となり、高齢者や障がい者世帯の見守りなどを行うボランティアであり、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。民生委員は児童委員を兼ねており、子どもの見守りや子育ての相談支援等を行う。

三朝町再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項の規定に基づく三朝町再犯防止推進計画（以下「計画」という。）の策定に係る検討を行うため、三朝町再犯防止推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、町長に報告する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、再犯の防止等の推進について町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する委員7人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域協力団体の代表者
- (3) 地域福祉関係団体の職員
- (4) 三朝町の職員

2 委員に欠員が生じたときは、町長は新たな委員を委嘱し、又は任命することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から計画の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を主宰する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定

める。

附 則

この要綱は、令和5年9月19日から施行する。

三朝町再犯防止推進計画策定委員会 委員名簿

	氏 名	所 属 等	備考
1	遠藤 英臣	倉吉保護区保護司会三朝町分区	委員長
2	山本 妥子	倉吉地区更生保護女性会三朝支部長	副委員長
3	田栗 泰典	三朝町民生児童委員協議会副会長	
4	武部 幸代	三朝町社会福祉協議会事務局長	
5	山本 昌弘	鳥取保護観察所企画調整課長	
6	安田 寛	三朝町教育委員会教育総務課長	
7	矢吹 和美	三朝町福祉課長	

三朝町福祉課

〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大瀬 999 番地 2

電 話 (0858) 43-1111 (代表)

(0858) 43-3520 (直通)

ファクシミリ (0858) 43-0647

※本計画は、三朝町ホームページに掲載しています。

<http://www.town.misasa.tottori.jp/>